



# 島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

**公布された条例等のあらまし****◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）**

## 1 規則の概要

- (1) 自動車を取得した精神障害者が、地方税法の規定による申告書を提出した日後 6 月以内に運転免許を取得した場合は、当該運転免許取得後 1 月以内に減免の申請をしたときに限り、地方税法の規定による申告書の提出の時又は日に自動車取得税の減免の申請があったものとみなすこととした。（第62条関係）
- (2) 専ら身体障害者等を乗車させるために特別の仕様により製造され、又は構造変更が加えられた自動車の前年度に自動車税の減免を受けたものについて、当該減免の申請に係る事項に異動がないと知事が認めるときは、当該自動車について自動車税の減免の申請があったものとみなすこととした。（第77条第 5 項関係）
- (3) 自動車を取得した精神障害者が、道路運送車両法の規定による登録の申請の日後 6 月以内に運転免許を取得した場合は、当該運転免許取得後 1 月以内に減免の申請をしたときに限り、自動車税の納期限又は当該登録の申請の日に自動車税の減免の申請があったものとみなすこととした。（第77条第 6 項関係）
- (4) 自動車税の減免基準に、療育手帳の交付を受けている者が所有する自動車で、かつ、その者が運転するものを追加することとした。（第80条関係）
- (5) その他規定及び様式の整備

## 2 施行期日

平成29年 4 月 1 日から施行することとした。

**規****則**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第54号**

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第62条第 2 項中「身体障害者、精神障害者、身体障害者又は精神障害者若しくは知的障害者（以下「身体障害者等」という。）」を「身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）、身体障害者等」に、「身体障害者又は精神障害者で」を「身体障害者等で」に改め、同条第 3 項中「身体障害者」を「身体障害者等」に改める。

第64条の見出し中「身体障害者又は精神障害者等」を「身体障害者等」に改め、同条第 3 項中「身体障害者若しくは精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者又は精神障害者」を「身体障害者等」に改める。

第77条第 3 項中「次項」の次に「及び第 5 項」を加え、「身体障害者、精神障害者」を「身体障害者等」に、「身体障害者又は精神障害者」を「身体障害者等」に改め、同条第 4 項中「前年度に」の次に「条例第51条第 3 号の規定により」を加え、同条中第 6 項を第 7 項とし、同条第 5 項中「身体障害者」を「身体障害者等」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 法第148条に規定する賦課期日において、前年度に条例第51条第 4 号の規定により減免を受けた自動車について、当該減免の申請に係る事項に異動がないと知事が認めるときは、納期限までに第 3 項の規定による申請があったものとみなす。

第80条の見出し中「身体障害者又は精神障害者等」を「身体障害者等」に改め、同条第 1 項中「、第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号に掲げる者にあつては」を削り、「又は第 4 号」を「又は第 3 号若しくは第 4 号」に、「当該身体障害者若しくは精神障害者」を「その者」に改め、「、第 3 号に掲げる者にあつては、その者のためにその者と生計を一にする者又

はその者（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する自動車」を削り、同項第3号中「知的障害者」を「者」に改める。

第162号の3様式を次のように改める。

第162号の3様式（第77条関係）

## 自動車税減免申請書兼現況報告書

徴 収 番 号		登 録 番 号	島根
---------	--	---------	----

下記照会事項について、4月1日現在の状況を確認の上、変更がないときはAを○で囲んでください。変更があるときはB又はCを○で囲み、変更等の内容を下記の【変更欄】に記入してください。

## 照会事項

- 1 減免を受けた自動車を使用していますか。
- 2 住所は同じですか。
- 3 手帳の番号や等級は同じですか。
- 4 身体障がい者等が死亡された場合には、下記の【変更欄】に「 年 月 日死亡」と記入してください。
- 5 運転者や運転免許証に変更はありませんか。  
(以下は生計を一にしている者が運転している場合)
- 6 運転者及びその生計関係は同じですか。
- 7 使用目的は申請時と同じですか。

- A 変更がありませんので、今年度も減免を申請します。  
 B 変更がありますので、報告の上、今年度も減免を申請します。  
 C 次の理由により減免を申請しません。

## 【変更欄】

B又はCを○で囲んだ場合には、変更等の内容を具体的に記入してください。

---



---



---

年 月 日

## 【納税者（申請者）】

住 所

氏 名

Ⓜ

【電 話】

( )

【携帯電話】

( )

【身体障がい者等氏名】

\_\_\_\_\_

【運 転 者 氏 名】

\_\_\_\_\_

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。  
(自動車取得税に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則(以下「新規則」という。)第62条第2項及び第3項並びに第64条第3項の規定は、平成29年4月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。  
(自動車税に関する経過措置)
- 3 新規則第77条第3項から第7項まで及び第80条第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。  
(用紙に関する経過措置)
- 4 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。